様式第１号（第５条関係）

（表）

無煙炭化器貸出申込書

　　　年　月　日

伊達市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 住所又は所在地 |  |
| 申込者 | （団体名） |  |
| 氏名又は代表者氏名 |  |

電話番号

次のとおり無煙炭化器を借用したいので、伊達市無煙炭化器貸出要綱第５条の規定により申請します。借用に当たり、同要綱第７条に規定する事項を遵守し、自らの責任で誠実に対処することを誓約いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者の区分 | □市内に住所若しくは農地を有する果樹生産者又は農業法人  □地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体  □町内会又は市民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体  □その他市長が必要と認める（　　　　　　　　　　　　　） | |
| 借用希望機器等 | □無煙炭化器（M150セット）  □無煙炭化器（M100セット） | |
| 借用希望期間 | 年　　　月　　　日（　　　）から  　　　年　　　月　　　日（　　　）まで　　　　　日間 | |
| 受取希望日時 | 年　　月　　日（　　）　午前・午後　　　時　　　分 | |
| 返却予定日時 | 年　　月　　日（　　）　午前・午後　　　時　　　分 | |
| 使用場所（面積） | 伊達市 | （約　　㎡） |
| 保管場所 | 伊達市 | |

（裏）

伊達市無煙炭化器貸出要綱第７条に規定する使用者の遵守事項

|  |
| --- |
| （使用者の遵守事項）  第７条　使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  （１）善良な管理者の注意をもって無煙炭化器等を管理し、使用目的以外では使用してはならない。  （２）火災発生の防止に細心の注意を払い、伊達地方消防組合火災予防条例（昭和46年条例第21号）第50条第１項第１号の規定に基づき、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出を伊達地方消防組合消防長に届出し、その他必要な手続を行わなければならない。  （３）無煙炭化器等を転売し、又は第三者に転貸してはならない。  ２　無煙炭化器等を返却するときは、無煙炭化器使用報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。  ３　無煙炭化器等を破損又は紛失（以下「破損等」という。）したときは、その内容等を速やかに無煙炭化器事故報告書（様式第４号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。  ４　無煙炭化器等を故意又は過失により破損等したときは、無煙炭化器等の現状回復又は購入に係る費用の一部又は全額を負担しなければならない。  ５　無煙炭化器等の使用及び保管に起因し、使用者及び第三者への損害等が発生したときは、当該使用者の責任において処理しなければならない。 |